〇総務省告示策 号

うに改正し、同条第五項の規定に基づき、公表する。ヨン放送業に係る経営力向上に関する指針(平成二十八年総務省告示第四百十七号)の一部を次のよ中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十六条第三項の規定に基づき、有線テレビジ

令相 年 日 日

総務大臣 高市 早苗

下「対象規定」という。)は、これを加える。 規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる 牧 旧 涿

## 第1 現状認識

#### 1 全体の傾向

有線テレビジョン放送業は、放送法(昭和25年法律第132号)第126条第1項の登録を受けて自主放送を行う事業者数が492者(平成30年度末)、営業収益が5,030億円(平成30年度)、従業者数が11,887人(令和元年度末。2019年情報通信業基本調査の回答企業163社の合計)、加入世帯数が3,055万世帯(平成30年度末)という市場規模であり、我が国の過半数以上の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤である。また、市町村の区域等を業務区域とするため、地域における情報発信、経済活性化や雇用創出、災害時の被災情報や避難情報等の伝達に重要な役割を果たす地域密着メディアである

映像配信サービスについては、技術の進展等に伴い、通信回線を利用した I P T V が 提供され、平成27年には、世界最大の米国企業が日本市場に参入しネット配信サービス を開始するなど、厳しい競争環境にある中で、近年、有線テレビジョン放送の加入世帯 数の増加は鈍化傾向にあり、営業収益も、平成22年度の5,437億円をピークに<u>横ばいと</u>なっている。

また、ブロードバンド化により、通信回線でも映像配信サービスが提供される中で、有線テレビジョン放送事業者は、従来の映像配信サービスに加え、ブロードバンドサービスなどの通信サービスをセットで提供することが電気通信事業者との競争上必要となっている。通信業を含めた収益全体は増加傾向(平成22年度:9,088億円、 $\underline{\text{平 K30}}$ 年度: 1.84,679億円)にあり、通信業は、 $\underline{\text{平 K30}}$ 9年度の収益全体に占める割合が約66%に達しているところ、ブロードバンド市場では、コンテンツの大容量化に伴い、通信速度の高速化を図ることが競争上重要となっているため、新たに4 K・8 K番組用の伝送容量を確保しつつ、ブロードバンドサービスの高速化を図っていくことが経営力向上を図るために必要となる。

さらに、災害時の情報伝達といった公共的役割を含め、安定的・継続的なサービス提供を行うことが経営力の基盤であり、「国土強靱化基本計画」(平成30年12月閣議決定

## 第1 「同左〕

## 1 [同左]

有線テレビジョン放送業は、放送法(昭和25年法律第132号)第126条第1項の登録を受けて自主放送を行う事業者数が<u>504者(平成29年度末</u>)、営業収益が<u>4,992億円(平成29年度</u>)、従業者数が<u>8,733人(平成29年度末。平成30年</u>情報通信業基本調査の回答企業<u>186社</u>の合計)、加入世帯数が<u>3,022万世帯(平成29年度末</u>)という市場規模であり、我が国の過半数以上の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤である。また、市町村の区域等を業務区域とするため、地域における情報発信、経済活性化や雇用創出、災害時の被災情報や避難情報等の伝達に重要な役割を果たす地域密着メディアである。

映像配信サービスについては、技術の進展等に伴い、通信回線を利用した I PTVが 提供され、平成27年には、世界最大の米国企業が日本市場に参入しネット配信サービス を開始するなど、厳しい競争環境にある中で、近年、有線テレビジョン放送の加入世帯 数の増加は鈍化傾向にあり、営業収益も、平成22年度の5,437億円をピークに低下傾向 に転じている。

映像配信サービス市場では、今後、超高精細技術を活かした 4 K・8 Kの番組・コンテンツが競争上重要となり、「日本再興戦略2016」(平成28年6月閣議決定)においては、 4 K・8 Kは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される令和 2 年に全国の世帯の約50%で実視聴されるとの数値目標を掲げて短期・集中的に取り組むべき政策に位置付けられている。

この目標の実現には、全国の世帯の過半数以上が視聴する有線テレビジョン放送が果たす役割は大きく、また、4 K・8 Kは、より高度な放送サービスや、放送と通信の本格的な連携サービスの提供、医療・介護、教育等の幅広い分野における社会的課題の解決を可能とするものであり、経済波及効果も約36兆円(平成25年~令和2年の累計)と見込まれることに鑑みると、有線テレビジョン放送業を営む者(以下「有線テレビジョン放送事業者」という。)の経営力向上の観点から、有線テレビジョン放送ネットワークで4 K・8 Kが視聴できる環境を整備することが必要である。この際、事業者間で共通化が可能な業務をプラットフォームに集約する取組も併せ行うことにより、より視聴者にとって分かりやすく、魅力的なサービスを、効果的かつ効率的に提供していくことが必要である。

また、ブロードバンド化により、通信回線でも映像配信サービスが提供される中で、有線テレビジョン放送事業者は、従来の映像配信サービスに加え、ブロードバンドサービスなどの通信サービスをセットで提供することが電気通信事業者との競争上必要となっている。通信業を含めた収益全体は増加傾向(平成22年度:9,088億円、 $\underline{\text{RR}}$ 0、 $\underline{\text{RR}}$ 0、 $\underline{\text{RR}}$ 0、 $\underline{\text{RR}}$ 0、 $\underline{\text{RR}}$ 0、 $\underline{\text{RR}}$ 0、 $\underline{\text{RR}}$ 0 にあり、通信業は、 $\underline{\text{RR}}$ 0 収益全体に占める割合が  $\underline{\text{RR}}$ 0 になっているところ、ブロードバンド市場では、コンテンツの大容量化に伴い、通信速度の高速化を図ることが競争上重要となっているため、新たに 4 K・8 K番組用の伝送容量を確保しつつ、ブロードバンドサービスの高速化を図っていくことが経営力向上を図るために必要となる。

さらに、災害時の情報伝達といった公共的役割を含め、安定的・継続的なサービス提供を行うことが経営力の基盤であり、「国土強靱化基本計画」(<u>平成26年6月</u>閣議決定

)でも、同趣旨から有線テレビジョン放送を含めて災害対策等を推進する旨が定められており、老朽化した幹線の更新や伝送路の二重化などネットワークの強靱化を行うことが必要である。

### 2 業態の特徴

有線テレビジョン放送は、そのサービスの提供上、業務区域内における各加入者宅まで光ファイバや同軸ケーブルなどの有線電気通信設備を敷設することが必要な装置産業(平成30年度末の幹線路の合計距離は約43万km)であり、労働力よりも資本設備により多く依存する資本集約型産業である。

また、情報通信分野は技術革新が著しいため、経営力向上の観点からは、技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることにより、サービスの多様化・高度化等を行うとともに、これらを適時適切に行うための最新の技術に対応した専門知識を有する人材を確保・育成すること等が必要となる。

有線テレビジョン放送事業者の経営規模を見ると、資本金5,000万円以下の事業者が約20%とその割合は高くはないが、従業者数では、100人以下の事業者が約90%と高く、多額の投資負担が困難な中小企業者等(中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。)の割合が高いところ、4K・8K対応、ブロードバンドサービスの高速化、ネットワークの強靱化など、技術の急速な進展等に応じた設備投資等を速やかに行うことが必要となっている。

### 第2 経営力向上の内容に関する事項

[1 略]

# 2 具体的事項

現に有する経営資源又は事業承継等により他の有線テレビジョン放送事業者等から取得した又は提供された経営資源に関し、有線テレビジョン放送業においては、経営力向上に向けて、一のイからトまでに掲げる事項を、二の表の左欄に掲げる有線テレビジョン放送事業者の規模に応じ、同表右欄に掲げるところにより、実施するものとする。

一 経営力向上の内容

「イ~へ 略]

ト 従業員等に関する事項

 $\lceil (1) \sim (3)$  略  $\rceil$ 

(4) 組織の活力の向上による人材の有効活用

従業員の健康増進に資する取組を含む職場環境の整備改善、従業員の適正な評価その他の取組により、従業員の離職率低下、意欲の増進その他組織の活力の向上を図り、従業員の能力を有効活用しつつ定着を促進する。

「二略]

第3 経営力向上の実施方法に関する事項

「1 略]

2 指標等

計画策定に当たり、有線テレビジョン放送事業者等が目標とすべき指標等は、次の一又は二に掲げる区分に応じてそれぞれ一又は二に定めるものとする。

「一 略]

二 事業承継等により他の有線テレビジョン放送事業者等から取得した又は提供された 経営資源を利用する場合

イ 事業承継の促進

)でも、同趣旨から有線テレビジョン放送を含めて災害対策等を推進する旨が定められており、老朽化した幹線の更新や伝送路の二重化などネットワークの強靱化を行うことが必要である。

## 2 「同左〕

有線テレビジョン放送は、そのサービスの提供上、業務区域内における各加入者宅まで光ファイバや同軸ケーブルなどの有線電気通信設備を敷設することが必要な装置産業(平成29年度末の幹線路の合計距離は約39万km)であり、労働力よりも資本設備により多く依存する資本集約型産業である。

また、情報通信分野は技術革新が著しいため、経営力向上の観点からは、技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることにより、サービスの多様化・高度化等を行うとともに、これらを適時適切に行うための最新の技術に対応した専門知識を有する人材を確保・育成すること等が必要となる。

有線テレビジョン放送事業者の経営規模を見ると、資本金5,000万円以下の事業者が約20%とその割合は高くはないが、従業者数では、100人以下の事業者が約80%と高く、多額の投資負担が困難な中小企業者等(中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。)の割合が高いところ、4K・8K対応、ブロードバンドサービスの高速化、ネットワークの強靱化など、技術の急速な進展等に応じた設備投資等を速やかに行うことが必要となっている。

第2 「同左〕

[1 同左]

2 [同左]

[同左]

一「同左〕

「イ~へ 同左]

ト「同左〕

[(1)~(3) 同左]

「新設]

[二 同左]

第3 「同左〕

[1 同左]

2 [同左]

[同左]

「一 同左]

二 「同左〕

イ 「同左〕

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等(中小企業等経営強化法第2条<u>第11項</u>第9号に掲げるものを除く。)を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の有線テレビジョン放送事業者等の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。 「ロ 略 当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等(中小企業等経営強化法第2条<u>第12項</u>第9号に掲げるものを除く。)を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の有線テレビジョン放送事業者等の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

[ロ 同左]

[第4~第6 略]

[第4~第6 同左]

臑考 表中の「 ] の記載及び対象規定の二重下線を付した際記部分を徐く全体に付した下線は注記である。